

## ヒト胚性幹細胞に関する倫理専門委員会議事録（22 - 2）要旨

日 時：平成 22 年 8 月 27 日 午前 11 時 2 分（発信）

回答期限：平成 22 年 9 月 1 日（水）正午

回 答 者：須田年生，鹿島晴雄，田村和子，齋藤有紀子，加々美博久，唐澤貴夫，  
岡田保典，仲嶋一範，鈴木則宏，青木大輔，福田恵一，櫛島次郎

議 題：

1. 慶應義塾大学医学部ヒト胚性幹細胞・ヒト i P S 細胞・ヒト組織幹細胞に関する生命倫理委員会内規の改正について
2. 慶應義塾大学医学部ヒト E S 細胞の使用に関する内規の改正について
3. 慶應義塾大学医学部ヒト i P S 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する内規の制定について

### 【配布資料】

- 資料 1 . 慶應義塾大学医学部ヒト胚性幹細胞・ヒト i P S 細胞・ヒト組織幹細胞に関する生命倫理委員会内規 改正条文新旧対照表（案）
- 資料 2 . 慶應義塾大学医学部ヒト E S 細胞の使用に関する内規 改正条文新旧対照表（案）
- 資料 3 . 慶應義塾大学医学部ヒト i P S 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する内規 制定条文指针对照表（案）

### 審議の経緯

平成22年5月20日付けで，文部科学省告示第87号による，ヒト E S 細胞の使用に関する指針（平成21年文部科学省告示第157号）の改正および，文部科学省告示第88号ヒト i P S 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針の制定に伴い，これに関する本学における内規の改正および制定を行うために，慶應義塾大学医学部ヒト胚性幹細胞に関する倫理委員会（以下，本委員会という）内規第1条に基づき，本委員会を開催し審議した。なお，本委員会の開催については，須田委員長から書面審議での実施と判断され，書面による審議にて持ち回り委員会として平成22年8月27日事務局から本委員会各委員に送付し審議を依頼した。

### 審議結果

6名の委員（須田年生，鹿島晴雄，田村和子，齋藤有紀子，加々美博久，唐澤貴夫）から承認の回答があった。6名の委員（岡田保典，仲嶋一範，鈴木則宏，青木大輔，福田恵一，櫛島次郎）は委員長一任とされたので委員長はこれを承認とした。

これにより，「慶應義塾大学医学部ヒト胚性幹細胞・ヒト i P S 細胞・ヒト組織幹細胞に関する生命倫理委員会内規の改正」，「慶應義塾大学医学部ヒト E S 細胞の使用に関する内規の改正」，「慶應義塾大学医学部ヒト i P S 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する内規の制定」は承認された。

以上

（信濃町キャンパス庶務課）